

第2 犯罪被害者等への支援の取組

1 犯罪のない安全で安心な地域づくりの取組

道では、犯罪のない安全で安心な地域づくりが、道民等が安心して暮らし、活動することができる地域社会を実現していく上で重要であることにかんがみ、安全で安心な地域づくりに関する施策を総合的に推進するため、平成17年に「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」を制定したほか、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的に推進するため、平成27年に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を制定しました。

また、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道犯罪被害者等支援条例」を平成30年3月に制定しました。

安全で安心して暮らせる社会を実現することは道民すべての願いであり、犯罪の未然防止を図ることはもとより、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援していくことは大変重要です。

2 国及び道における支援の取組

基本法の前文では、「犯罪等の被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。」とうたわれています。

国においては、これまで、犯罪被害給付制度等の経済的支援制度や、犯罪被害者をはじめとする証人を保護するための制度の拡充が図られています。

道においても、第三次基本計画の策定後、性犯罪・性暴力被害者の支援のための窓口の拡充や医療費の公費負担制度の創設、犯罪被害者等支援フォーラムなどの普及啓発事業の実施、人材育成のための研修を通じた相談体制の充実など、様々な施策を実施してきました。

3 犯罪被害者等の現状と支援の必要性

しかしながら、様々な犯罪等が後を絶たず、思いがけずそれらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、必要十分な支援を受けられないばかりか、二次被害に苦しめられることが未だに少なくない状況にあります。

犯罪被害者等は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ、精神的・経済的な苦痛を強いられてきました。犯罪被害者等が受ける被害の実情についての理解は少しずつ浸透していますが、なお、支援についての社会的関心が高いとはいえない状況にあります。

特に、近年、性犯罪における高い再犯率、児童虐待やDVなど、女性や子どもを対象にした犯罪等による被害の問題が深刻化しています。

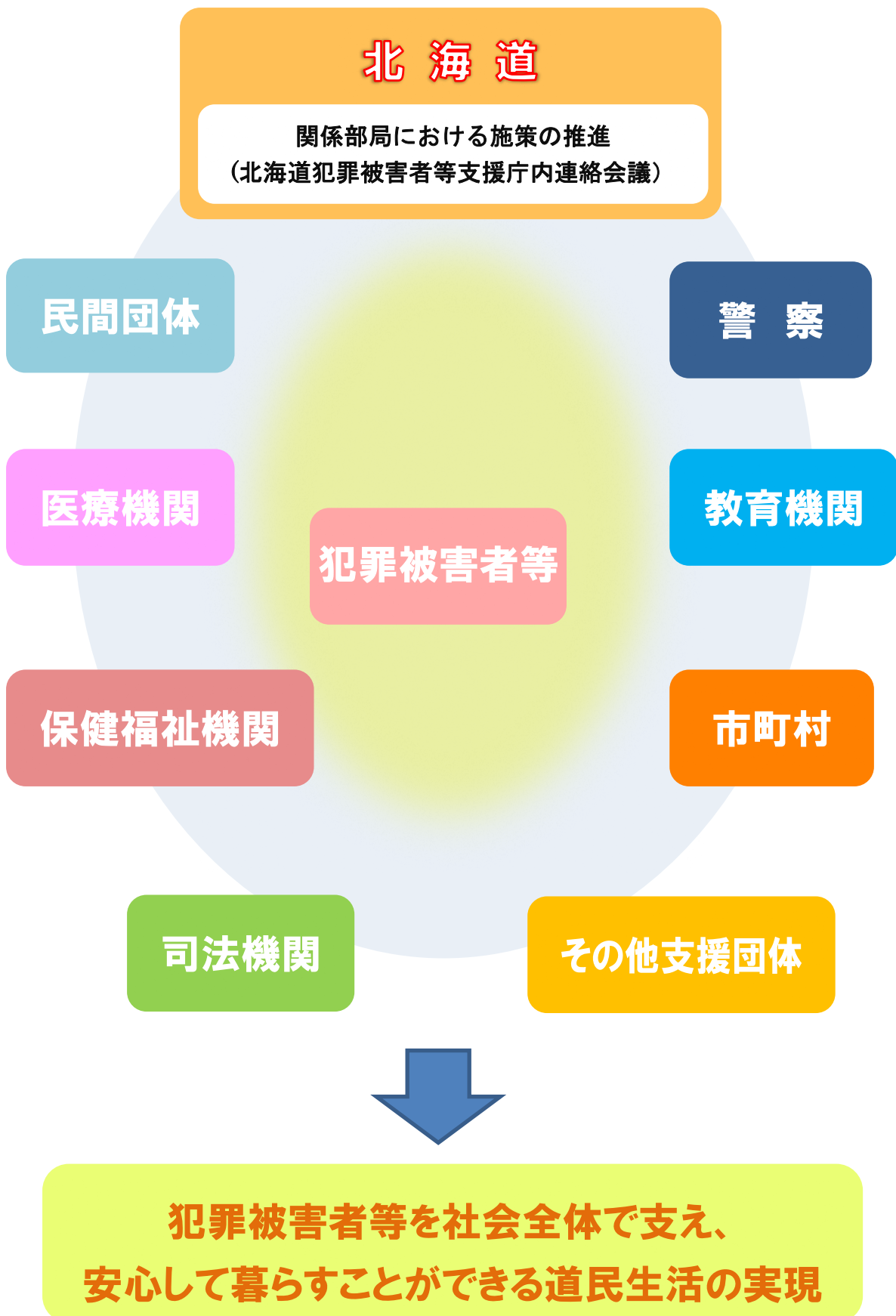
誰もが犯罪被害者になる可能性がある今日、犯罪被害者等の権利利益を保護し回復するためには、犯罪防止や犯罪被害者等のための様々な取組や支援活動を推進することが必要です。

Ⅲ 北海道犯罪被害者等支援基本計画の施策体系

第1 施策体系図



第2 全道的な関係機関との連携図



IV 重点課題と施策

第1 総合的推進体制の整備

1 相談及び情報提供体制の充実

【現状と課題】

多くの犯罪被害者等は、直面している状況を十分に理解できず、何をしてよいかわからない状態に陥り、多岐にわたる行政をはじめとした関係機関・団体の相談窓口を知ることともできずに必要な支援を受けられないなどの不利益を被る場合があります。

また、性犯罪・性暴力や家庭内の暴力による犯罪被害者等の中には、被害そのものを明らかにすることができないため、相談や支援を要請する方法も分からないまま、困難な状況に陥っている場合があります。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等が望む方法で、専門知識と技能に裏付けられた適切な支援を受けられるよう体制を整備する必要があります。

【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 北海道被害者相談室の機能向上、各種情報の道民等への周知	犯罪被害者等支援の総合的な対応窓口である「北海道被害者相談室」の機能の向上に努めます。 また、犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」の活用など、市町村や関係機関・団体等との情報の共有を図るとともに、道のホームページにおいて市町村の総合的対応窓口の周知に努めます。	環境生活部

施策名	施策の概要	関係部局
<p>(2) 性犯罪・性暴力被害者への相談対応、情報提供の充実</p>	<p>① 「性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH（さくらこ）」の機能向上と道民等への周知</p> <p>性暴力被害者へ早い段階から切れ目のないきめ細かな支援を行うことができるよう、「性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH（さくらこ）」の提携病院や協力病院との連携等により、産婦人科医療支援体制の整備を図るとともに、パンフレットの作成・配布による相談窓口の周知や性暴力被害に対する理解促進を図ります。</p>	環境生活部
	<p>② 性犯罪・性暴力被害者による情報入手の利便性の拡大</p> <p>ア 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（#8103（ハートさん））に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めます。</p> <p>また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努めます。</p> <p>イ 「性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH（さくらこ）」の周知や性暴力被害者への理解の促進を図るため、SNSを活用した情報発信に努めます。</p>	警察本部 環境生活部

施策名	施策の概要	関係部局
(3) 警察における相談体制、情報提供の充実	②「被害者支援要員制度」の活用 「被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。	警察本部
	③被害少年が相談しやすい環境の整備 被害少年に関する相談窓口について、リーフレットの配布や、道警ホームページ、道警少年課ツイッターへの掲載のほか、非行防止教室「自分の大切さを実感させる教室」等の機会を活用するなど、被害少年やその保護者に対する周知広報を行うとともに、臨床心理士・公認心理師の資格を有する心理専門官等が相談に応じる「少年相談110番」の完全フリーダイヤル化や道警ホームページを活用した「ヤングメール」など、被害少年が相談しやすい環境の充実に図ります。	警察本部
	④警察署等に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨 被害者等に対する情報提供等、警察署等において必要な支援が確実に実施されているかを検証し、好事例については、他警察署等に紹介するなど、勧奨に努めます。	警察本部
	⑤被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進 犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(4) 学校における相談体制、情報提供の充実	①教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実 いじめ問題等対策連絡協議会や北海道生徒指導連絡会議、地域いじめ問題等対策連絡協議会において非行を含めた多様な問題行動等の情報交換や対応協議により、関係機関等との連携・協力に努めます。 また、学校の実情に応じて、児童生徒が抵抗なく問題行動等に関わる相談ができる体制の充実に努めます。	教育庁
	②学校内における連携及び相談体制の充実 スクールカウンセラー活用事業等を推進し、各学校における教育相談体制の一層の充実に努めます。	教育庁
	③相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進 ア 子ども相談支援センターにおいて、児童生徒や保護者からの相談内容に応じて、地域の関係機関の情報提供に努めます。 イ 少年サポートセンター等地域の関係機関の情報について、広報誌等を通じた提供に努めます。	教育庁 教育庁
	④犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進 不登校児童生徒支援連絡協議会において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合への対応を協議するとともに、関係機関等と連携を図り、学校復帰等に向けた支援に努めます。	教育庁

施策名	施策の概要	関係部局
(5) 犯罪被害者等への支援に関する情報提供の充実	①「被害者の手引」の内容の充実等 ア 刑事手続きの概要、犯罪被害者等が利用できる各種制度、関係機関・団体の連絡先等を記載した「被害者の手引」の内容の充実、見直しを図るとともに、犯罪被害者等への早期かつ確実な配布に努めます。 イ 外国人犯罪被害者等に配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布するように努めます。	警察本部 警察本部
	②犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知 損害賠償請求制度など犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレット等への記載内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への周知に努めます。	環境生活部 警察本部
	③刑事の手續等に関する情報提供の充実 ア 刑事に関する手續及び少年保護事件の手續並びに犯罪被害者等のための支援制度等に関する情報について、パンフレット等を活用し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。 イ 法務省と連携を図り、総合的な対応窓口で犯罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを常備するほか、道のホームページから法務省等関係省庁へリンクを貼り、情報提供に努めます。	環境生活部 警察本部 環境生活部
	④医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実 精神保健福祉センターや保健所が実施する精神保健福祉相談事業において、犯罪被害者等の支援に関する情報提供や適切な相談実施に努めます。	保健福祉部

施策名	施策の概要	関係部局
(5) 犯罪被害者等への支援に関する情報提供の充実	⑤犯罪被害者等施策のホームページの充実 道の「犯罪被害者等支援のためのホームページ」について、随時情報を更新するなど、道民に対する情報提供の充実に努めます。	環境生活部
	⑥インターネット以外の媒体を用いた情報提供 関係機関・団体等の広報資料や広報媒体を活用し、インターネット等で情報を得ることができる人とそうでない人との間に不公平が生じないように配慮するとともに、インターネットを利用できない人に対しての積極的な情報提供に努めます。	環境生活部 警察本部
(6) 関係機関・団体等との連携による情報提供の充実	①被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進 警察本部・各方面本部・各警察署単位に設置する被害者支援連絡協議会の会員相互の連携強化を図り、就職等の生活支援を始め、医療、裁判等多岐にわたる分野について、実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図るなど、総合的な被害者支援に努めます。	警察本部
	②医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備 性暴力被害者の置かれている状況等に関し、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備を図ります。	環境生活部 保健福祉部
	③犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知 道のホームページにおいて、医療機関の連絡先や医療機能などの情報である「北海道医療機能情報システム」を掲載し、周知を図ります。	保健福祉部

施策名	施策の概要	関係部局
(6) 関係機関・団体等との連携による情報提供の充実	④ 検察庁との連携及び情報提供の充実 検察庁との連携を図り、同庁が行う被害者支援員等の犯罪被害者等支援のための制度について、道民への情報提供に努めます。	環境生活部
	⑤ 道内の弁護士会との連携及び情報提供の充実 道内の各弁護士会（札幌、旭川、釧路、函館）との連携を図り、弁護士会が行う被害者支援活動について、道民への情報提供に努めます。	環境生活部
	⑥ 日本司法支援センターとの連携と道民への周知 日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用や損害賠償請求費用の負担軽減、被害者支援団体・相談機関に関する情報の周知に努めます。	環境生活部
	⑦ 「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用 法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」制度について周知し、活用に努めます。	保健福祉部
	⑧ 被害者団体の紹介等 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ犯罪被害者等に対する被害者団体の紹介等を行います。	警察本部

2 支援充実のための人材育成

【現状と課題】

犯罪被害者等に対して適切に支援を行うためには、支援に携わる人たちが犯罪被害者等の置かれている状況や心理を理解し、配慮に欠けた言動や無理解による二次被害を生じさせないようにすることが重要です。

このため、支援に携わる職員等が、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能を習得し、適切な支援を提供できるよう、必要な研修を行うとともに、国における犯罪被害者等のための施策の成果を活用して人材の養成等を行っていく必要があります。

【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実	警察学校における、採用時、上位階級への昇任時及び各種専門課程の入校に際して行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修や被害者支援担当係等に配置された職員に対する実践的スキルを修得させるための部内臨床心理士や部外講師によるロールプレイ方式の演習等を含む専門的な研修、性犯罪被害者や被害少年と接する機会が多い警察官等を民間被害者支援団体が実施する研修に参加させるなど、各職員に応じた研修の充実に努めます。	警察本部
(2) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得	犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年警察補導職員、各警察署の少年係員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等の修得に努めます。	警察本部
(3) 職員等に対する研修の充実等	犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を深く理解するとともに、適切な対応を確実に行うことができるよう、効果的な職員研修の実施に努めます。	環境生活部
(4) 学校における相談対応能力の向上等	北海道生徒指導連絡会議、集団カウンセリング研修会等生徒指導に関わる教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。	教育庁

施策名	施策の概要	関係部局
(5) 誹謗中傷等を行わないための啓発活動の充実	SNS等のインターネット上による犯罪被害者等へのプライバシーの侵害や誹謗中傷等の人権侵害行為が行われないよう、インターネット利用の啓発活動や情報モラルに関する教育の充実に努めます。	環境生活部
(6) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員等の研修の充実	<p>ア 児童虐待の未然防止、早期発見の観点から地域における児童虐待の防止体制の構築、推進を図るため、児童相談所職員専門研修を実施し、職員の資質向上に努めるとともに、子ども未来づくり市町村支援総合相談・研修事業を実施し、市町村における児童相談体制の整備や児童相談の技術的支援など総合的な支援を行います。</p> <p>イ 児童福祉施設等職員の研修会等の場を通じて、子どもの権利擁護に関する知識等の普及啓発に努めます。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
(7) 交通事故相談活動の充実	相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて北海道交通事故相談所の相談員の資質向上に努めます。	環境生活部
(8) 交通事故捜査の体制強化等	交通事故の被害者等の心情に配慮しつつ、ち密かつ科学的な捜査をより一層推進するため、技能指導官等による交通事故捜査員に対する各種捜査研修等の充実に努めます。	警察本部
(9) 民間の団体の研修に対する協力	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する各種研修に対し、積極的な協力を努めます。	警察本部
(10) PTSD対策に係る専門家の養成と関係職員への啓発	<p>精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、PTSD対策に係る専門家の養成に努めます。</p> <p>また、精神保健福祉センターが実施する研修にPTSD対策の内容を盛り込むなど、保健・医療・福祉の職員等に対する啓発と研修による支援技術育成に努めます。</p>	保健福祉部

施策名	施策の概要	関係部局
(11) 思春期精神保健の専門家の養成	<p>精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、思春期精神保健の専門家の養成に努めます。</p> <p>また、精神保健福祉センターが実施する研修に被害者等の心理と治療・対応についての内容を盛り込むなど、保健・医療・福祉関係職員への啓発と研修による支援技術育成に努めます。</p>	保健福祉部

3 市町村・民間団体への支援等

【現状と課題】

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行うに当たっては、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の存在が不可欠です。

自らも犯罪被害者等である人や様々な経験・能力を持った人が参加することにより、犯罪被害者等が有する多様な事情に応じたきめ細かな対応が可能になります。

しかしながら、こうした民間支援団体の運営は、善意の寄付やボランティアに支えられていることが多く、運営に様々な困難を抱えていることから、その活動に対する支援に努めるとともに、預保納付金制度を用いた犯罪被害者等の支援事業などの必要な情報の提供などを行う必要があります。

また、住民に最も身近で、保健、医療、福祉サービスなど、住民により直結した支援を担う市町村における被害者等支援の整備が促進されるよう、犯罪被害者等の支援施策に関する情報提供等を積極的に行う必要があります。

【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 民間の団体への支援の充実	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に関する研修への講師の派遣や会場の確保等の協力を努めます。	環境生活部 警察本部
(2) 民間の団体等に関する広報等	関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。	環境生活部 警察本部
(3) 民間の団体との連携・協力の強化	被害者支援連絡協議会などの民間支援団体との連携を一層強化するとともに、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用に努めます。	警察本部
(4) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	北海道公安委員会において、必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体に対する指導を適切に行います。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(5) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用	犯罪被害者等の援助を行う民間非営利団体からの法人格の取得申請に対して、「特定非営利活動促進法」の適切な運用、対応に努めます。	環境生活部
(6) 預保納付金制度を用いた犯罪被害者等の支援	「振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定める法律」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業（奨学金事業、民間団体に対する助成事業）の周知に努めます。	環境生活部
(7) 子ども・若者育成支援についての計画に関する周知等	各市町村に対し、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、児童虐待をはじめとする「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう周知します。	環境生活部
(8) 地域包括支援センターによる支援	高齢者虐待の防止及び対応等について、高齢者虐待対応支援マニュアルを作成し、市町村や地域包括支援センター等の関係機関への支援に努めるほか、地域住民に対し、高齢者虐待の防止・高齢者の尊厳の保持や権利擁護等についての啓発活動等を行います。	保健福祉部
(9) 障がい福祉サービス事業所等への支援	障がい福祉サービスや、障害児入所・通所支援等を提供する事業所に対して、障がいのある人への虐待防止や権利擁護に関する研修等を実施するとともに、障がいのある人への虐待の事案等について、市町村と情報共有を図ります。 また、地域住民に対し、障がいのある人への虐待防止や権利擁護等についての啓発活動等を行います。	保健福祉部

第2 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等

【現状と課題】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、犯罪等によって傷つき疲弊している精神に更なる負担を受けることとなります。

また、訴訟になった場合には、高い費用と多くの労力や時間を要すること、訴訟に関する知識が不足していること、独力では証拠が十分に得られないことなど、多くの困難に直面します。

法テラスや損害賠償命令制度など、支援の整備は進んできていますが、困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けたとしても、加害者の賠償能力が欠如していたり、財産を隠されるなどして強制執行に困難を来す場合もあり、損害回復の目的を果たせないことが少なくありません。

損害賠償の請求は、犯罪被害者等にとって金銭的な回復を図るためのものですが、加えて、当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に謝罪や反省を求める機会としても重要な意味を有しています。

このため、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求等が適切かつ円滑に実施されるよう、損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知を図るなど、関係機関と連携して、被害回復を支援する必要があります。

【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 日本司法支援センターとの連携と道民への周知	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用や損害賠償請求費用の負担軽減、被害者支援団体・相談機関に関する情報の周知に努めます。	環境生活部
(2) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	損害賠償請求制度など犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレット等への記載内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への周知に努めます。	環境生活部 警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(3) 自賠責保険支払いの適正化等の周知	<p>ア 交通事故相談所において、交通事故被害者の救済等に関する相談や自賠責保険等に係る相談について、適切な対応に努めます。</p> <p>イ 自賠責保険等の調停を行う一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、無料の法律相談等を行う公益財団法人日弁連交通事故相談センター及びひき逃げや無保険車等の事故による被害者を救済する政府保障事業について周知に努めます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
(4) 暴力団犯罪による被害の回復の支援	<p>暴力団犯罪の被害者への支援制度について広く道民に周知を図るとともに、公益財団法人北海道暴力追放センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会と連携して、暴力団犯罪による被害回復の支援に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
(5) 特殊詐欺による被害の回復の支援	<p>特殊詐欺の被害を救済する「振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定める法律」の周知に努めます。</p>	<p>環境生活部</p>

2 経済的負担の軽減

【現状と課題】

多大な損害を被った犯罪被害者等が、自ら加害者に損害賠償の請求を行っても、十分な回復を期待できないことがあります。

また、犯罪被害者等は、犯罪等に遭ったその時点で受ける損害だけではなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期の療養のための費用負担などによる経済的困窮に苦しむことも少なくありません。

こうした過酷な経済的負担・困窮は、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復にも悪影響を与え、回復を困難にするばかりか、さらに悪化させることにもつながります。

国においては、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」、「自動車損害賠償保障法」等に基づく経済支援を行っています。

道においても、性犯罪・性暴力被害者への医療費の公費負担を行っているほか、一部の市町村においても犯罪被害者等へ給付金等制度を設けるなど、被害者等の経済的負担の軽減に向けた取組が進められていますが、こうした制度について、各種支援・相談窓口において犯罪被害者等へ情報を提供していくほか、道民に対しても制度の周知を図る必要があります。

【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 犯罪被害給付制度の適正かつ効果的な運用	犯罪被害給付制度について、犯罪被害者等に対する権利や手続きの十分な教示を行うとともに、仮給付制度の効果的な運用等、犯罪被害給付制度の支給に係る手続きを迅速かつ適正に進めるよう努めます。	警察本部
(2) 性犯罪・性暴力被害者の医療費の負担軽減	性犯罪・性暴力被害者の緊急避妊等に要する経費について、被害者の経済的負担の軽減が図られるよう努めるとともに、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めます。	環境生活部 警察本部
(3) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に係る経費について、遺族の方々の経済的負担の軽減が図られるよう努めます。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(4) 海外での犯罪被害者に対する経済的支援	国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、道警察ホームページ等に掲載するなど、周知に努めます。	警察本部
(5) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減	カウンセリング費用の公費負担制度について、犯罪被害者等に対する周知に努めます。	警察本部

3 居住の安定

【現状と課題】

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなるなど、犯罪等による被害に起因する様々な要因により引っ越しを余儀なくされることが少なくありません。

また、配偶者等からの暴力(DV)のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求めることもあります。

しかしながら、犯罪被害者等は、犯罪被害に伴う多額の治療費の負担などにより、経済的に困難な状況にあることに加え、精神的被害などにより、犯罪被害者等が自ら居住先を探し求めることが困難な場合もあります。

犯罪等により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、安定した居住先を確保するための支援を行っていく必要があります。

【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 道営住宅等への優先入居等	<p>ア 犯罪被害者等に対する道営住宅の優遇措置（一般申込者よりも当選率の引き上げ）を実施するとともに、募集パンフレットやホームページ等による入居に関する情報提供に努めます。</p> <p>また、犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組の推進が図られるよう努めます。</p>	建設部
	<p>イ 犯罪被害者等など住宅の確保に配慮を要する方々の入居を拒まない民間賃貸住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）」の供給促進を図るとともに、入居相談や入居後の見守り等を行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」の指定により、犯罪被害者等の入居支援が図られるよう努めます。</p>	建設部

施策名	施策の概要	関係部局
(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	<p>ア 道の児童相談所において、国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく、計画的な専門職員の増員や研修を充実するなど、児童相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、児童相談所の全てに一時保護所を設置しており、子どもの状況に応じた個別支援の充実が図られるよう、子どもの心身が安定し、安心して生活することができる環境づくりに配慮します。</p> <p>なお、一時保護委託の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に努めます。</p>	保健福祉部
	<p>イ 女性相談援助センターにおいて、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。</p>	環境生活部
	<p>ウ 配偶者等からの暴力(DV)被害者について、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、女性相談援助センターや民間シェルター等において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と連携を図り、入所者の心身の健康回復等に向けた心理的支援を行うほか、公営住宅をはじめとした住宅の確保に関する情報提供を行います。</p>	環境生活部 保健福祉部
	<p>エ 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住場所が確保できない場合やストーカー・配偶者等からの暴力事案の被害者等の一時避難などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費、犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費に関し、被害者等の経済的負担の軽減が図られるよう努めます。</p>	警察本部
(3) 犯罪被害者等の生活支援策についての情報提供等の実施	<p>犯罪被害者等に対する被害直後からの生活支援策に関し、必要に応じて関係機関等と連携しながら、情報提供等を行います。</p>	環境生活部